

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって会期は一日間と決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 暫時休憩いたします。

午前十時 五分 休憩

午前十時 二十五分 開議

○議長(田村市郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第三議案第一号 昭和五十九年度福生市一般会計補正予算(第六号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 内田和雄君登壇)

○企画財政部長(内田和雄君) 御指名をいただきましたので、議案第一号 昭和五十九年度福生市一般会計補正予算(第六号)につきまして御

説明申し上げます。

まず、予算書の内容に入る前に、今回の補正予算の提案理由を申し上げさせていただきます。

既に十二月議会で御決定をいただき、支給したところの職員等の期末手当の支給割合の予算未計上分の〇・二ヵ月分と十二月に共済組合の掛金改正が行われたことによる共済組合負担金、それと十月の職員異動及び十二月退職に伴う職員給料等の調整増減に伴う人件費分が主なものでございます。これに要する財源については、予備費を充当しようとするものでございます。それでは、その内容について御説明申し上げます。予算書の一ページをお開きいただきたいと思ひます。

総則でございますが、今回の歳入歳出予算の補正は、第一条において、歳入歳出それぞれ五百五十八万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額を百二十四億二千百八十九万円で定めようとするものでございます。

次に二ページをお開きいただきたいと思ひます。歳入について御説明申し上げます。まず、分担金及び負担金において二十六万六千円の追加補正でござ

います。これは、歳出における土木費のうち西住宅地区周辺排水路費の事業費支弁人件費にかかわるもので、十二月支給期末手当と共済組合負担金の追加による下水道会計、羽村町、瑞穂町からの負担金の追加補正でございます。

次の繰入金、基金繰入金三百八十一万八千円の追加補正につきましては、職員一名分の退職による退職手当組合への負担金支払に伴う退職手当特別負担準備基金からの繰入金でございます。

次に諸収入の雑入で、百五十万円の追加につきましては、後ほど歳出で説明いたしますが、学校給食配送車の事故による損害保険金でございます。

以上が歳入で、五百五十八万四千円の追加補正で、歳入総額百二十四億二千百八十九万円と相なる次第でございます。

三ページをお開きいただきたいと思ひます。歳出について御説明申し上げます。

まず、議会費につきましては、二百二十四万二千円の追加補正で、これは

議員並びに職員の十二月期末手当分、それと職員の異動に伴う給料と、それと共済組合負担金の追加分、また昨年の決算特別委員会の会期が二カ月にわたることによる議員報酬、以上の合算額でございます。

次に総務費でございますが、総務管理費において二百三十六万二千円の追加でございます。職員異動に伴う給料及び職員期末手当等、先ほど歳入で説明した職員退職による特別負担金三百八十一万八千円を含んだ人件費、それと自動車事故等賠償金として百九十五万六千円の追加で、これは昨年十二月十一日学校給食配送車自動車事故による相手方車輛の修理及び営業補償にかかわるもので、総額二百十六万六千円で示談の話が調既に概算払として当初計上予算から内金として十五万円を支出した精算分が今回補正しようとするものでございます。

なお、先ほど歳入で説明いたしました自動車事故損害保険金百五十万円はこれにかわる歳入分でございます。

それから、十二月補正で御決定いただきました議長車購入に伴う旧議長車の連絡用継続使用に伴う経費五万四千円の追加、以上が総務管理費

でございます。

次の二項徴税費から六項監査委員費については、職員にかかわる人件費でございます。総務費追加補正額は二千二百三十三万四千円と相なる次第でございます。

続きまして、民生費三百九十七万六千円の追加補正につきましては、すべて職員にかかわる人件費でございます。衛生費におきましては、六十七万八千円の追加補正でございます。これも職員人件費分でございます。次の労働費八万四千円の追加補正も職員にかかわる人件費でございます。

四ページをお開きください。農林水産業費において四十三万一千円の追加補正でございますが、これも職員にかかわる人件費でございます。次の商工費十六万九千円の追加補正でございますが、これも職員にかかわります人件費でございます。

続きまして、土木費につきまして三百四十九万四千円の追加補正で、まず道路河川橋りょう費で百万円の追加補正でございますが、職員にかかわる人件費分でございます。次の都市計画費の二百三十五万二千円の追加補正でござ

います。職員の人件費分、それと横田基地前の国道一六号線拡幅に伴う建設費が基本設計を行っておりますが、地元が占用する歩道部分については、本設計に入っていないことから、これに伴う改良分についての設計料として百二十四万九千円の委託料を含んだ追加補正でございます。住宅費十三万二千円の追加補正につきましては、職員の人件費でございます。

次に教育費でございます。七百九十六万円の追加補正でございます。第一項の教育総務費から第六項の保健体育費まですべて職員人件費に要するものでございます。

次に予備費でございますが、三千五百七十八万四千円の減額補正で、これは歳入歳出財源調整によるものでございます。

以上、歳出合計五百五十八万四千円の追加補正で、歳出総額百二十四億二千百八十九万円と相なる次第でございます。

以上はなほなほ難駁な説明ですが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十二番(遠藤洋一君) 予算書の二〇ページの都市計画 事務に要する費用のところで質問いたします。

十三の国道一六号拡幅に伴う歩道改良設計委託料ということで、建設省の行っております設計ではなくて、地元占有分の設計ということですが、対象になるのはどの市——一六号線のとこからどこにあたる所で、何メートルぐらいの所の設計を委託することになるのか、ということの説明をお願いしたいと思います。

○建設部長(森田 進君) 自席からお許しをいただきますして御答弁申し上げます。

国道一六号の拡幅につきましては、御案内のように大変長い間の懸案事項であつたわけでございますが、おかげをもちましていま一部着工してございます。それで、現在の建設省の予定計画ですと、五十九年、六十年年度、この二年度にまたがりまして、基地側の一応舗装整備をします。六十一年、六十二年にわたりますて商店側の整備をしますと、そういう形で現在進めているわけです。いま御質問いただきましたこの設計分でございますが、これについては、地

域からの強い要望がございまして、それらを受けまして建設省と折衝を重ねていたわけですが、ここで建設省の方の了解がとれましたので、いわゆる民地側の歩道分も含めまして五メートル七十五センチの幅員の部分について設計しようとするものでございます。この設計内容については、いまの時点では地元と最終的な結論が出ておりません。いま協議を一部進めてゐるところでございします。

それから御質問の区域でございしますが、これは第五ゲート、五日市街道の一六号に交差する部分、あそこから瑞穂に向かひまして目白病院の手前に信号がございします。あそこまでの分、約距離にして千五百メートルでございますが、この区間について設計をしていこうと、そういうものでございます。以上でございします。

○十二番(遠藤洋一君) わかりました。大体千五百メートルというところですけれども、そうしますと、第五ゲートから梓島までの分と、それから目白病院からさらに瑞穂より両方とも商店その他あるのですけれども、そこについては、いまのところこの中では考えられないというふうに理解をしてよろしいのでしょうか。

○建設部長(森田 進君) 御指摘のとおりでございまして、いま時点では千五百メートルのところをございまして、いわゆる瑞穂寄りの分、それから昭島寄りの

分、これについてはちやうど二十一メートルの幅員が一応計画しているわけですが、その中で、歩道部分については、大体三メートル二十五で同じでございますけれども、片側いやゆるその基地側の歩道部分、これが一応現在商店街の所については七十五センチ予定しているわけでございます。それ以外のところについては一メートル二十五センチと、そういう形で全体の構造をあわせているわけでございます。以上でございます。

○十二番(遠藤洋一君) 大体わかりました。いままでの懸案を、おつ道幅が広がり、歩道も広がり大変結構なことだと思いますけれども、ちよつと聞いたときには目白病院から少し先に、もまた商店があつたりしまして、そちらの方からは歩道が広がって第五ゲートから目白病院までが大変に快適になるので、ぜひ延ばしてほしいということをお願いしているのですけれども、希望としては福生のまち——市域の全部の所の歩道を同じような形で整備していただきたい、というふうに要望だけしておきます。○十三番(小野沢久君) 一〇ページの自動車事故の賠償金の関係でございますけれども、好きで事故をする人はいないと思ひますが、事故が何件があつたということ、安全対策の教育というのか、研修というのか、どのような形でやっているのか。

か。

それから、それを契機に保険金の増額等もほかの議員さんからも言われておりましてけれども、どういう対応、対策を考えているのか、その二点です。

○総務部長(浅見裕康君) お答え申し上げます。

今般の議案を御提案申し上げておるわけでございますけれども、非常に不祥事を起こしまして申しわけない次第でございます。慎んでおわび申し上げます。

たにいまの御質問にお答え申し上げます。第一点の交通安全関係の教育指導、そういうものはどういう形で行っているかという御質問ですが、御案内のように春、秋交通安全週間というのかございます。その時期あるいは年末におけるこれから年始を向えるに、この関係、それからあと、年一回福生警察署の交通担当の方に来ていただきまして教育をいただくということ。それから、あと役所の中に運転管理者がござります。その者からの文書による指示事項、そういうようなことをやつております。それからあと、機会あることに管理監督者でござります各関係部課長から各配下の運転を行うようなそういう

った職員を対象にいろいろ指導していく、あるいは注意をしていくというような形をとっております。

いずれにしても徹底をしていないということもひとつの事故発生の原因だといふことになるわけでございすけれども、今後也十分それらの指導、指示については嚴重に行つていきたいというふうに考えております。

それから、保険の關係でございすけれども、現在御案内のとおり対物が百五十万円、それから対人八七千万円というふうなひとつの限度になっております。昭和六十年からは、これを対人關係については一億円、それから対物關係については三百万円というふうな限度で加入をいたしていくというふうに考えております。以上でございす。

○十三番（小野沢久君） よくわかりました。保険金は六十年度からアップするといふこととございすので、大変結構ではないかと思ひますけれども、安全教育の方ですけれども、確かに数、その他は結構やつてゐるのですか、實際にどのくらいの人かこれに参加しているのかということか問題ではないかと思ひますので、これからとにかく車を乗る機会のある人には、必ずそういう講習を受けようという指導

をしていっていただきたいということを要望して終わります。

○議長（田村市郎君） ほかになければ、以上で質疑は終わります。

これより議案第一号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よつて議案第一号は、原案のとおり可決されました。

○議長（田村市郎君） 日程第四議案第二号昭和五十九年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 古谷正夫君 登壇）

○市民部長（古谷正夫君） 御指名をいただきましたので、議案第二号昭和五十九年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）について提

案理由とその内容について御説明申し上げます。

一ページをお開きいただきます。一ページの総則でございますけれども、予算の増減には関係ございませんで、歳出において職員人件費を総額のうちに補正しようとするものでございます。

二ページをお開きいただきます。第一表の歳入歳出予算補正について御説明申し上げます。歳出の目の補正でございます。総務費の総務管理費におきまして九十九万六千円の増額は、職員の人件費で、これは人事異動に伴うものの給与等の調整及び十二月支給分によります期末手当の差額分でございます。それから、十二月改正によるところの共済組合負担金の増でございます。

予備費におきまして、九十九万六千円は歳出財源の調整による減額でございます。

したがって、歳出合計は補正前と同額の十三億一千五百六十六万九千円でございます。

以上、大変難解な説明でございますけれども、慎重御審議を賜りまして

原案とおり御決定賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

このより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（田村市郎君） 以上で質疑は終わります。

このより議案第二号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よって議案第二号は原案のと

おり可決されました。

議長（田村市郎君） 日程第五議案第三号昭和五十九年度福生市下水道事業会計補正予算（第五号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(建設部長 森田 進君 登壇)

○建設部長(森田 進君) 御指名をいただきましたので、議案第三号昭和五十九年度福生市下水道事業会計補正予算(第五号)につきまして御説明申し上げます。

まず一ページの総則でございますが、第一条で歳入歳出予算の金額は第一表の歳入歳出予算補正によることを定めようとするものでございます。

次に二ページの第一表歳入歳出予算補正について御説明申し上げます。今回の補正は歳入のみでございまして、総務費で百十四万四千円の増額は職員の人件費で、これは人事異動に伴う給料の調整及び十二月支給分による期末勤免手当の差額分と、また十二月改正によるところの共済組合負担金の増として給料の減額に伴う退職手当組合負担金の減でございます。

次に事業費で二十一万九千円の補正でございますが、これは西住宅地区周辺排水路新設工事負担金で、内容はこれも職員人件費の増に伴う負担金でございます。

次の予備費でございますが、これは百三十六万三千円の減額でございますが、財源調整のための減額でございます。

したがって、歳入合計は補正前と同額の十九億四百五十一万円でございます。

以上でございますが、慎重御審議をいただきまして原案ごおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第三号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第三号は原案の

とおり可決されました。

○議長（田村市郎君） 日程第六 議案第四号 損害賠償額の決定について
を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 浅見裕康君 登壇）

○総務部長（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第四号 損害賠償額の決定につきまして、その提案理由、内容を御説明申し上げます。

なお、職員に対します車の安全運転につきましては、日ごろから十分留意するよう指示をいたしておるところでございますが、このたび注意不十分だったため重大な事故を起こし、本議案を提案せざるを得なくなったということにつきまして深くおわび申し上げる次第でございます。

さて、本議案は、当該事故に対する市が負担すべき損害賠償額の御決定をいただくため、地方自治法第九十六条第一項第十二号の規定に基づきまして、議会の御議決をいただくべく提案申し上げます。

まず、損害賠償の額といたしましては、相手の車に対します修理費として百七十六千円及び車の修理期間二十日間の休業補償金四十万円、計二百十六千円でございます。このうち保険金からの支払い額は、限度額いっぱい百五十万円と相なっております。損害賠償の相手方は、東京都東村山市廻田町三丁目二十四ー八 関 完治氏でございます。

なお、相手側からは当該賠償額をもって示談の内諾をいたしております。事故の概要につきましては、本議案記載のとおりでございますが、記述のとおり事故の原因は当方の前方不注意により停車中の相手方の車に接触したものでございまして、全く弁解の余地のないところでございます。重ねてこの点、深くおわびを申し上げます。

今後、かかる事故を重ねることのないよう職員一同身を引き締めまして、この安全運転に心がけていく所存でございます。

何とぞ慎重御審議を賜りまして、原案とおり確定くださるようお願い申し上げます。議案第四号の説明にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 以上で質疑は終わります。

これより議案第四号について採決いたします。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よって議案第四号は原案のとおり同意されました。

○議長（田村市郎君） 日程第七 議案第五号 福生市収入役の選任についてを議題といたします。

この際、地方自治法第百十七条の規定により高水惣八君の退席を求めます。

（十六番 高水惣八 退場）

○議長（田村市郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

（市長 田村匡雄君 登壇）

○市長（田村匡雄君） 御指名をいただきましたので、議案第五号 福生市収入役の選任について提案理由の説明を申し上げます。

現在福生市収入役であります高水求君は、一月三十一日が任期でございます。私にいたしましても、過去四年間収入役をして行政手腕を発揮し、特に職務上計数等にも大変に明かすわけをございまして、安心して任せられる人物と高く評価しております。引き続き収入役とする旨、御同意をいただきますようお願いを申し上げます。

なお履歴につきましては、お手元の議案書に添付してございまして、御覧いただけますと思います。

よろしく御審議いただき、御同意方賜りますようお願い申し上げて提案理由の説明といたします。

○議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。